一般社団法人兵庫県社会福祉士会 出張旅費規程

規程第 17 号 2015 年 4 月 1 日制定

(適用)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会(以下「本会」という。)の会員が会長の命を受け、各種研修や会議等に出席する場合または委員会及び地区ブロック活動にかかわる場合、並びに本会が講師や代表者等を招へいした場合の出張旅費等について定める。

(出張の区分)

- 第2条 出張は日帰り出張及び宿泊出張とし、その定義は以下に定めるところとする。
 - (1)日帰り出張 原則として自宅より、片道150km未満の地域へ出張し、宿泊を必要 としない出張をいう。
 - (2) 宿泊出張 原則として自宅より、片道150km以上の地域へ出張し、宿泊を必要とする出張をいう。

(出張の定義)

- 第3条 本規定でいう旅費とは、交通費、宿泊費、日当とする。
- 2 交通費は、最も経済的な通常の公共交通機関経路及び方法により計算する。ただし、特別の事情がある場合は、事前に会長の承認を得、その現によった経路及び方法によって計算する。
- 3 宿泊費は、日額8,000円を上限とし、実際に支払った額を支給する。ただし、公文 書通知による宿泊費の明示及び主催機関からの宿泊斡旋が事前にあった場合については、 その額とする。
- 4 日当の額は、別表の定額による。ただし、別に定める内容以外の場合は、これを支給しない。

(その他の費用の取り扱い)

第4条 出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合は、請求により実費を支給する。

(旅費の請求及び手続き)

- **第5条** 旅費の支給を受けようとするときは、所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。
- 2 概算払にかかる旅費の支給を受けた者は、出張を完了した後、所定の期間内に旅費の精

算をしなければならない。

(その他)

第6条 この規程の施行にあたって必要な事項は、理事会の採決を経て、会長が別に定める。

第7条 この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を受けなければならない。

附則

- 1 この規程は、2015年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、2017 年 10 月 28 日より施行する。ただし、運用については 4 月 1 日より 実施する。

別表 (第3条関係)

区分	日 当		
	半 日	1日(8時間)	1日(8時間超)
支給額	1,000円	2,000円	3,000円

別に定める内容(日当支給内容)

項目	内 容		
災害被災地支援業務	災害復旧・復興活動、被災地支援活動等		
生涯研修センター研修業務	スタッフ業務等 (講師等を除く)		
その他会長が認めるもの	理事会が認める内容(日本社会福祉士会の主催行事等		
ことの一個会区の一般のののもの	で、本会の代表として出席する会議等)		

(第3条第2項関係)

「会長の承認を得、その現によった経路及び方法」について

項目	内 容	
自動車を使用した場合(基本)	1 km当たり、20円として計算する	
自動車を使用した場合(その他の経	有料道路通行料 (高速道路含む) 及び駐車場使用料	
費)		